

第1回特定最低賃金専門部会合同部会議事録

(鉄鋼業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、
各種商品小売業最低賃金専門部会)

- 1 日 時 令和3年9月8日(水)午後1時30分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井1-4-1
岡山第2合同庁舎 2階共用会議室A、B、C
- 3 出席者
- ① 鉄鋼業最低賃金専門部会
- | | |
|---------|---------------------|
| 公益代表委員 | 岡崎伸二
横山純子 |
| 労働者代表委員 | 板野晃雅
久保本慎一 |
| 使用者代表委員 | 境康孝
阪本佳明
西谷治朗 |
- ② 自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会
- | | |
|---------|----------------------|
| 公益代表委員 | 岡崎伸二
富永優子
横山純子 |
| 労働者代表委員 | 浅沼英樹
小橋政次
宮原俊友 |
| 使用者代表委員 | 石黒和之
羽柴祐史郎
向谷隆 |
- ③ 船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会
- | | |
|--------|------------------------|
| 公益代表委員 | 岡崎伸二
益田佐和子
米山毅一郎 |
|--------|------------------------|

労働者代表委員	大 本 敏 文 久保本 慎 一 野 瀬 仁 志
---------	-------------------------------

使用者代表委員	池 田 実 加 錦 織 勝 輝 松 村 信
---------	-----------------------------

④ 各種商品小売業最低賃金専門部会

公益代表委員	片 山 裕 之 富 永 優 子
--------	--------------------

労働者代表委員	柿 谷 福太郎 日下部 雅 淑 阪 口 林
---------	-----------------------------

使用者代表委員	高 橋 佳 和 羽 賀 之 雄 槇 野 博 通
---------	-------------------------------

事務局	労働基準部長	子 安 成 人
	賃 金 室 長	木 村 弘 之
	賃 金 係 長	遠 藤 英 文
	監 察 監 督 官	諏 訪 雅 浩

4 議 事

遠藤係長

ただ今から、鉄鋼業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、各種商品小売業の特定最低賃金専門部会合同部会を開催いたします。

本日の審議会は公開することとしておりましたが、傍聴希望の申込みはありませんでした。

専門部会委員として初の専門部会であり、部会長が選任されるまでの間、司会進行を事務局で務めます。

本年は7業種を2組に分け、本日の合同専門部会は4業種の委員に御出席いただいております。

新型コロナウイルス感染症予防のため委員と委員の間にアクリル板を設置しています。マスク着用等御理解をお願いします。

部会委員の皆様につきまして、私から紹介をさせていただきます。私が委員の方々の名前をお呼びしますので、着座したまま一礼をお願いします。

まず、公益委員ですが、向かって左より

船舶製造業の米山委員、

自動車製造業と各種商品小売業の富永委員、

鉄鋼業と自動車製造業と船舶製造業の岡崎委員、

鉄鋼業と自動車製造業の横山委員、

船舶製造業の益田委員、

各種商品小売業の片山委員、

続いて労働者側委員ですが、

鉄鋼業と船舶製造業の久保本委員、鉄鋼業の板野委員

自動車製造業の小橋委員、宮原委員、浅沼委員

船舶製造業の野瀬委員、大本委員、

各種商品小売業の阪口委員、日下部委員、柿谷委員

続いて使用者側委員ですが、

鉄鋼業の西谷委員、阪本委員、境委員

自動車製造業の石黒委員、向谷委員、羽柴委員

船舶製造業の錦織委員、松村委員、池田委員

各種商品小売業の槇野委員、羽賀委員、高橋委員

続きまして、事務局の職員を紹介します。

子安労働基準部長、木村賃金室長、諏訪監察監督官、私、賃金係長の遠藤でございます。どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、定足数について御報告を申し上げます。

鉄鋼業は公益委員の西田委員、労働者側委員の近藤委員が欠席ですが、他の委員7名が御出席でございますので、最低賃金

審議会令5条2項の定足数、全委員の3分の2以上、又は、公労使各委員3分の1以上の出席を満たしておりますことを御報告いたします。

このほかの自動車製造業と船舶製造業は全員が御出席、各種商品小売業は公益委員の西田委員が欠席ですが、他の委員8名が御出席でございますので、最低賃金審議会令5条2項の定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

本日、御審議いただく付議事項の説明をさせていただきます。

- (1) 各特定最低賃金専門部会 部会長・部会長代理の選任について
- (2) 合同部会座長の選出について
- (3) 特定最低賃金専門部会における審議の進め方について
- (4) 特定最低賃金専門部会の運営について
- (5) 資料の説明について
- (6) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- (7) 今後の審議日程について
- (8) その他

でございます。

本日は、第1回目の専門部会ですので、審議に入ります前に子安労働基準部長より御挨拶を申し上げます。

子安部長

岡山労働局労働基準部長の子安でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、また、コロナ禍におきましてお集まりいただき、ありがとうございます。

本日お集まりいただきました産別の特定最賃、本日は4業種分でございますが、この関係労使、公益委員の方々にお集まりいただく専門部会は2年ぶりの開催となります。

そして、先般、県内すべての業種の企業と労働者に適用される地域別、岡山県最低賃金と呼んでおりますけど、こちらが10月の2日から28円引き上げて時間額862円となります。その議論の中では、県内でも特に、宿泊、飲食、観光関連などで感染症の影響が依然大きく続いており、大変難しい審議となりました。特定最賃につきましても感染症の影響が業種により様々だという御意見も出ておりましたし、また、報道などを見ましてもそういった状況が窺えるところでございます。

このため、一昨年令和元年度までとは異なり、本年度は必要性の審議の段階からこういった各業種の専門部会を設置して審議を行うことになりました。これは岡山の審議会としては初

めての取組となります。

そしてこの必要性審議、金額審議についてそれぞれの専門部会を開催することから、例年以上にスケジュール的にはタイトになったり、回数もトータルとしては例年よりも多くなることも見込んでおりました、本日お集まりいただき、日程調整も御無理をお願いいたしました、引き続き2回目以降の日程調整につきましても御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

さらには、特定最賃は各産業の労使のイニシアティブにより審議が行われること、全会一致の原則、そして県内の当該産業の実情、労働者の状況などを労使から御意見をお寄せいただいて、その内容を十分に踏まえた審議をお願いしたいと、この点につきましては2年前と同じスタンスでございますので、是非よろしくお願いしたいと思います。

木村室長

賃金室長の木村でございます。

委員の皆様方には、お忙しい中御出席を賜り、感謝申し上げます。

本日は4業種の合同部会として開催させていただいておりますので、当合同部会の座長が決まるまでの間、私が代わって進行させていただきたいと思っております。

それでは議事に入らせていただきます。

まず、付議事項(1)の部会長、部会長代理の選任ですが、部会長及び部会長代理は最低賃金法において公益委員の内から選出することとされており、これまでの慣例により各専門部会の公益委員で事前に協議を行い、候補を選んでいただいております。

まず、鉄鋼業ですが、部会長は横山委員でございます。部会長代理は西田委員でございます。

続きまして自動車・同附属品製造業ですが、部会長は横山委員でございます。部会長代理は岡崎委員でございます。

次に、船舶製造・修理業、船用機関製造業ですが、部会長は米山委員でございます。部会長代理は岡崎委員でございます。

最後に、各種商品小売業ですが、部会長は富永委員、部会長代理は西田委員でございます。

ただ今、御紹介しました、各部会長、部会長代理について御了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

木村室長

御了承いただきありがとうございます。

次に、付議事項（２）の本日の４業種の専門部会による合同部会の進行を進めていただく座長を公益委員から選出していただきます。

益田委員

横山委員を推薦します。

木村室長

ただ今、横山委員にお願いしたいとの意見がございました。各委員の皆様、よろしいでしょうか。

（異議なし）

木村室長

以降の議事につきましては、横山座長にお願いいたします。

横山座長

本日の合同専門部会の座長を仰せつかりました横山でございます。よろしくお願いいたします。

今年度の特定最低賃金の審議については、本審の議論、合意を得て、従前と異なる審議方法とスケジュールで行うこととしております。しかし、労使のイニシアティブにより特定最低賃金の審議を進めることはこれまでと同じです。各委員の御理解、御協力をお願いします。

付議事項に入る前に、本日の議事録の署名人について決めておきたいと思っております。

特定最低賃金運営規程第６条によりますと、部会長、及び部会長が指名した委員２名が署名するものとされていますので、鉄鋼業専門部会の部会長である私と、労側は久保本委員、使側は西谷委員にそれぞれお願いします。

本日の大まかな予定を御説明いたします。

まず付議事項（３）、（４）につきまして、本審で合意された審議の進め方などを事務局から説明していただきます。続いて、付議事項（５）の本日配付の資料説明についても事務局からお願いします。

その後、付議事項（６）の特定最低賃金改正決定の必要性の有無について審議を行うこととし、各専門部会の第１回目の審議として、各部会の労使双方から改正決定の必要性の有無に係る基本的な考え方を述べていただきます。

その際、事前の打合せ時間を設けるとよいと思いますので、資料説明の後に一旦休憩とし、午後２時３０分頃には再開したいと思います。各部会の労使より各側５分から６分程度でそれぞれ

れ御発言をお願いします。審議時間が限られていることもあり、御協力をよろしくお願いいたします。

終了予定時刻は、午後 3 時 30 分頃を予定しています。

それでは次に、付議事項（3）の今年度の特定最低賃金専門部会における審議の進め方について、事務局から説明をお願いします。

木村室長

それでは説明させていただきます。

今年度の 7 業種の改正決定に係る申出については、いずれも形式的要件を具備しており、7 月 2 日の本審で改正の必要性の有無について労働局長から諮問を行いました。資料の No. 2-①を参照ください。

一昨年令和元年度までは、本審で 7 業種を一括して「必要性あり」と結審し、その後に金額改正に係る局長諮問を経て専門部会を設置し審議が行われていました。しかし、昨年は改正決定の必要性について全会一致とならず、金額審議は行われませんでした。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が各産業により様々であることから、本審で一括して審議することは難しいという意見、各産業の労使で議論を行うことは必要であるとの意見があり、必要性の有無の段階から専門部会を設置して、各部会で必要性の有無に関する審議、以下、必要性審議と言いますが、審議を行うこととなりました。岡山地方最低賃金審議会では初の取組であり、最賃法第 25 条第 1 項に基づく専門部会となります。この第 1 回が今日ということです。

必要性審議の専門部会で、必要性ありで全会一致となった場合は金額審議を行うこととなります。全会一致とならなかった専門部会については審議終了となります。審議を効率的に進める観点から、必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正についても併せて調査審議をお願いすることを 7 月 30 日諮問で追加し、かつ、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用することで、本審を開催することなく、引き続き、金額審議を行うことができるようにしております。資料 No. 2-②を参照ください。

この段階で 2 年前まで行っていた法 25 条第 2 項に基づく金額審議の専門部会となり、委員は兼務です。ただし、金額審議に当たっては最賃則第 11 条に基づく意見聴取の公示手続が必要になるため、必要性有となった日から金額審議まで 3 週間空けることとなります。

横山座長

ただ今の事務局の説明について、委員の皆さん、いかがでしょうか。

(特になし)

横山座長

今年度は岡山地方最低賃金審議会ですべての取組として、必要性の有無の段階から専門部会を設置して調査審議を進めます。委員の方には戸惑うこともあると思いますが、不明な点があればその都度質問、確認をいただくようお願いします。

それでは次に、専門部会の結審方法など運営の詳細について事務局から説明してください。

木村室長

審議会令第6条第5項の適用について、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」とされております。先ほど付議事項(3)改正審議の進め方でも説明したとおり、7月30日の審議会において、必要性審議の専門部会において全会一致の場合は、この規定を適用することで合意しております。従いまして、専門部会の決議を本審の答申とし、引き続き金額審議に移行します。また、金額審議の専門部会においても2年前までと同様に令第6条第5項を適用することで合意されています。

なお、先ほど付議事項(3)で説明したとおり、必要性について全会一致とならなかった専門部会は、後日本審に報告し、審議終了となります。また、必要性ありで全会一致となり、その後の金額審議において全会一致とならず結審した専門部会の産業につきましては、後日本審に報告の上、本審で審議が行われることとなります。

横山座長

ただいまの事務局の説明につきまして、委員の皆さん、いかがでしょうか。

(特になし)

横山座長

それでは、①必要性審議、金額審議いずれの専門部会でも、審議会令第6条第5項を適用すること。②必要性審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審に報告して審議終了となること。③金額審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審で審議を行うこととします。

次回以降の審議の公開・非公開につきましては、従前の金額審議は、各委員の忌たんのない御意見をいただく必要があることから、非公開としていました。今回の必要性審議においても、同様の事情が考えられますが、各部会長、いかがでしょうか。

横山部会長

私が担当します鉄鋼業、自動車製造業専門部会においては、次回以降の専門部会の審議は、必要性の有無の段階から各委員の忌たんのない意見交換をする必要があることから非公開としたいと思います

米山部会長

私が担当します船舶製造業についても同様の事情により、非公開として審議を進めたいと思います。

富永委員

私が担当します各種商品小売業につきましても同様の事情から非公開として審議を進めたいと思います

横山座長

各部会長より、次回以降の専門部会の審議については非公開とする旨意向が示されましたが、よろしいですか。

(異議なし)

横山座長

それでは、本日開催の4業種の第2回以降の専門部会を非公開とします。

付議事項(5)の「資料の説明について」、事務局からお願いします。

木村室長

配付資料について簡単に御説明いたします。

資料No.3から説明させていただきます。

これは、日本銀行岡山支店が本年9月1日に発表した「岡山県金融経済月報」です。

概況としては、県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響などから一部に下押し圧力が強まっており、持ち直しの動きが一服している。として、前月まで「弱めの動きとなっている」としていましたが、3か月ぶりに景気判断を引き下げるものとなっています。

最終需要を見ると、個人消費は、弱い動きとなっている。

設備投資は、高水準となっている。

住宅投資は、高めの水準となっている。

公共投資は、高水準で推移している。

輸出は、緩やかに持ち直している。

雇用・所得環境を見ると、労働需給は弱めの動きが見られるほか、雇用者所得も下押し圧力が強い状態にあるとされています。

次に次ページの「(2) 生産」を見てみますと、主要製造業業種ごとの足もとの生産動向)として、今日の専門部会関連の産業ですと、

鉄鋼 低めの水準で推移している。

自動車 持ち直しつつある。

造船 低めの操業となっている。

なお、各種商品小売につきまして、前ページの実体経済のところで百貨店・スーパーの売上高は弱い動きとなっているとされています。

それから、次ページ以降につきましては、岡山県の主要経済指標が記載されていますので、後ほど御覧ください。

次に資料No.4、令和3年8月3日、岡山財務事務所発表の「岡山県内経済情勢報告」です。

総括判断では、「新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるものの、緩やかに持ち直しつつある。」としています。これは3期連続で判断据置きとなっています。

総括判断の要点としては、前回発表の本年4月と比較して、「住宅建設」と「輸出」の項目で「前年を上回っている」と上昇気味ですが、個人消費、生産活動等他の項目では、横ばいの状況です。

また、【先行き】ですが、「感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進する中で、各種政策の効果もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。」としています。

次ページ以降の各論では、「■個人消費」の項目で百貨店販売に触れられています。また、「■生産活動」の項目では、「鉄鋼は、一部設備の改修から低水準となっている。」、「自動車は半導体不足による生産調整により弱い動きとなっている。」、「造船は低い操業度となっている。」と解説されています。

また、次ページ以降、本報告の資料編となっておりますので、参考としていただければと思います。

次に、資料No.5です。岡山県が8月19日に発表した「岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数[速報]」の令和3年6月分です。

生産指数は対前月比4.7%増の93.0で2か月ぶりの上昇となっています。

ただし、7月後半から新型コロナウイルスの感染が再拡大しており、生産指数の改善が続くかは不透明とコメントしています。

3ページから「4. 生産の業種別動向」(1) 主要業種の生産動向、(2) 業種分類生産指数、(3) 特掲業種分類生産指数」があります。原指数、季節調整済指数が掲載されており、各産業の数値において、前年同月比、前月比等確認いただければと思います。

次に資料No.6を御覧ください。労働局職業安定課が8月31日発表の「雇用情勢」です。

有効求人倍率につきましては、7月の有効求人倍率は1.45倍となり、前月と同水準となっています。この1年では高い水準にあるものの、8月は感染拡大が続き、緊急事態宣言が発令されたため、雇用情勢が悪化する可能性もあるとコメントしています。

新規求人倍率につきましては、7月の新規求人倍率は2.43倍となり、前月の2.24倍に比べ0.19ポイント増加しています。産業別では、6ページですが、Eの製造業が30.6%増、Iの卸・小売で15.6%増となっています。一方、Dの建設業は6%減、Mの宿泊、飲食サービス業対前月比で24.5%減となっています。

参考指標としていただければと思います。

なお、こうした指標以外にも各産業における近時の売上高動向、運輸局、日本政策金融公庫、様々なシンクタンクなどが発表している生産動向、業況判断なども出されています。ただ、7月後半から8月にかけて岡山県内においても新型コロナウイルス新規感染者数が増加に転じ、8月27日からは緊急事態宣言が発せられるなどの情勢もあり、今後の経済活動指標の動向は先行き不透明である点は共通していると思います。

資料説明は以上です。

横山座長

ただ今の資料説明に対して、何か質問等がありますか。

(特になし)

横山座長

それではただいまから15分程度の休憩に入りますが、この間を利用して労使の打合せ時間とします。

なお、再開は午後2時10分からとしますので、委員の皆さんよろしくお願ひします。

木村室長

各労使の打合せのための部屋については御準備できていないため、恐縮ですがこの会場かロビー等でお願ひしたいと思ひます。

(労使それぞれ打合せ)

(打合せ後、労使委員入室)

横山座長

付議事項(6)の特定最低賃金改正決定の必要性の有無の審議に入ることとします。

本日の審議ですが、各専門部会別に、労使各側より、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に対する基本的な考え方をお聞きすることにします。

時間等の関係もあり、専門部会の労使それぞれにおいて5分から6分程度での発言に御協力いただくよう、お願ひします。

専門部会ごとに労使の意見発表が終わりましたらその都度質疑の時間とします。

なお、労使の考え方をお聞きするに当たっては、特に発言席は設けておりませんので、着席で御発言ください。議事の進行は担当の部会長に行ってください。

船舶専門部会の米山部会長が所要により途中退席されるため、まず船舶専門部会から行うこととします。続いて鉄鋼、自動車、各種商品小売の順にお願ひします。

では、米山部会長、よろしくお願ひします。

米山部会長

船舶専門部会を担当いたします米山でございます。

それでは、造船業専門部会の労使それぞれから基本的な考え方をお伺ひします。お聞きする順番は、労働者側委員、その後使用者側委員にお願ひします。

それでは、労側の代表の方にお願ひします。

野瀬委員

それでは、野瀬の方から基本的な考え方について述べさせていただきます。

まず、本年の造船重機械産業の春季生活闘争においては、新型コロナウイルス感染拡大により産業を取り巻く環境の厳しさから賃金改善は見送りとなっております。2021年度は定昇が率にして1.9%程度の増となっており、年間一時金につきましては、昨年を下回る状況となっているのが総合重工の状況です。

それから、当産業の経済情勢及び今後の見通しについて申し上げます。世界の新造船の受注量は、2020年度には前年比で24%

減となっており、国内においては前年比5割減と非常に厳しい状況です。手持ち工事量の適正水準は1.5年から2年分ですが、それを下回っており、厳しい環境はしばらく続くと予測されます。一部の企業においては新造船事業からの撤退を余儀なくされ、事業を再編してこの局面を乗り切ろうとしています。

雇用情勢等につきましては、操業の調整をしながら何とか一定の操業量が維持されているところではありますが、先ほどの新造船受注環境の低迷の影響により、現場においては中間層や若年層の離職率が増加している状況であります。また、このことが定期採用、中途採用にも影響し、今後の労働力不足が懸念されているところでもあります。

次に賃金改定の必要性について申し上げます。造船は一品注文生産であり、かつなかなか自動化が困難な工程が多く、技術開発力、設計生産管理能力、これに加えて溶接、ガス切断など現場の熟練技術が高品質と高生産を支えていく産業であることを改めてお伝えしたいと思います。

高い技術力が必要な産業であることから、技術・技能の伝承を進めてゆきつつ産業を維持するためには、優秀な人材の定着が必要であり、そのためには産業としての魅力が感じられる労働条件の確立が重要となっています。賃金水準の改善は必要不可欠な取組であると考えております。

魅力ある産業であり続けるためには、製造業の原点である「ものづくり」にふさわしい労働条件、すなわち適正な賃金水準としなければなりません。造船産業、特に中小企業の賃金水準は同業総合企業に比べて低位にあります。よって、この未組織労働者を含めた同一産業内で働く労働者の賃金水準を底支えする特定最賃の水準を引き上げることが産業基盤の確立、強化、人材の確保、育成へつながると考えており、特定最低賃金においても更なる改善が必要だと考えています。

総合重工の企業内ミニマム基準となります企業内最低賃金の水準は、今現在1,014円です。また、瀬戸内中級造船各社においては1,016円から1,058円となっている状況であります。

一方で、瀬戸内圏内、岡山、広島、香川の同じ産業で働く18歳以上の労働者に適用される船舶関係の法定最低賃金は、954円から957円の水準にとどまっており、組織労働者の最低賃金との格差改善が求められています。

したがって、産業別最低賃金の改定は必要性ありと判断するところでもあります。今回の最賃の引上げに当たっては造船産業の最低賃金にふさわしく、かつ、より実効性の高い水準を目指

し、経済圏ブロック、近隣諸県との整合性の確保に努力し、経済圏における水準の改善に努力していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

大本委員

三井E & S労働組合連合会岡山地方支部で書記長をしております大本でございます。私からも一言述べさせていただきたいと思えます。

まず、船舶製造業の産業動向ですが、2021年5月には「海事産業強化法」が閣議決定されました。この法案の成立により、造船所が策定した事業再編策などに対して国が認定することで、政府系金融機関による長期・低利融資を可能にするほか、設備投資に税制面の優遇措置を適用できるようになりました。客先である海運会社に対しても、安全かつ環境性能に優れ、船員の省力化に資する高品質船舶を導入する場合も国が支援することで発注・建造を後押しするとしており、造船業を取り巻く環境に明るい兆しが見えつつあります。

次に、改定の必要性についてですが、当産業の特定最低賃金は近隣他県との差が顕著であり、他業種への労働力の流出が危惧されることから、今回の産業別最低賃金の引上げに当たっては造船産業の最低賃金にふさわしく、かつ、より実効性の高い水準を目指し、経済圏ブロック・近隣県との整合性の確保に努力し、経済圏における水準の改善に努力していきたいと思っております。以上です。

米山部会長

それでは、使用者側代表の方、よろしく申し上げます。

松村委員

では、最低賃金の改定の必要性について、使側としての意見を申し上げたいと思えます。

当産業の情勢についてですが、2008年のリーマンショック以降世界の新造船受注量は激減し、建造量はリーマンショック前の受注船がほぼ竣工した2011年をピークに大きく落ち込んでいます。世界的に船腹、設備の過剰が長らく続き、低船価・引き合いの減少が続いております。

このような状況の中、昨年以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、世界的に物流が滞り海運市況が悪化しました。また、海外では新造船の商談ができなくなり、受注が一時停止しました。その結果、世界全体では2020年の新造船受注量は2019年比23%減、国内では更に大きく58%減という状況です。2021年度は更に減少する見込みとの予測となっております。

受注量の減少は、船価が厳しく赤字案件でも受注に踏み切らなければならない状況の下、最小限の受注にとどめなければならない要因であります。各造船会社の手持ち工事量は低位で推移していて、通常2年程度の手持ち工事量が必要と言われていた中、現時点で約1年から1年半という非常に厳しい状況となっています。

2020年以降、国内各社は建造ペースを抑えたり、従業員を一時帰休させたりと生産体制の維持を図ってきました。

また、これまでのバルクキャリアを中心とした新造船建造だけでなく、低船価受注船の建造による採算悪化を補う民間船を含めた修繕船事業の拡大と、カーゴタンクの建造のみならず今後急速に需要が拡大される見込みとなった船舶の燃料LNGタンク及び供給システムの市場への展開を始めました。

また、新造船市況についてはタンカー及びバルクキャリアの運賃は依然として低い状況ではあるものの、直近では上昇傾向となっています。

世界全体の解撒量の増加、中古船価の上昇も含め、新造船受注価格の上昇が見込める好材料が揃っており、今後、期待できる状況だと考えています。

ただ、懸案事項としては、鉄鋼石価格の急騰と東南アジアを中心とした新造船建造量の回復で鋼材価格が急騰し、その他資機材価格の上昇も危惧され、船価上昇基調に水を差す形となっています。

次に、雇用情勢について申し上げますと、造船業は製造業の中でも労働集約型産業であり、一定の労働力確保、維持が鍵となっておりますが、コロナ禍とはいえ全体的には景気持ち直し傾向であり、人手不足感が強まっており、人材確保が難しい状況です。また人手不足解消の手段として新設された特定技能外国人材の活用についてもコロナ禍において国外からの入国制限があり、計画どおりの人員を採用することが厳しい状況となっています。

当産業の最低賃金改定の必要性については、人材確保の観点から、当業界における産別最低賃金改定の必要性について理解する一方、足元の業界と取り巻く環境、特に造船を下支えしてきた船用メーカー、部品メーカー、協力会社の経営環境も視野に入れた慎重な議論を行いたいと考えています。

特に、長らく続いている造船不況の中でも数年にわたり賃金改定に賛同してきましたが、昨年度においては改定決定の必要性なしとの結果となりました。県内のみならず国内、近隣各県

とのバランスも考慮し、改定に向けた慎重な議論を行いたいと考えています。

米山部会長 双方から御発言をいただきました。これから質疑の時間とします。いかがでしょうか。

(特になし)

米山部会長 では、私の担当の方はこれで終わります。

横山座長 続いて鉄鋼業に移りたいと思います。

横山部会長 鉄鋼業を担当します横山から申し上げます。
鉄鋼業専門部会の労使それぞれから基本的な考え方をお聞きしたいと思います。お聞きする順番は、先ほどと同じく労働者側委員から、その後使用者側委員にお願いしたいと思います。
それでは、労側の代表の方をお願いしたいと思います。

板野委員 J F E 条鋼労働組合水島支部で書記長をしております板野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、鉄鋼業最低賃金の改定の必要性について考え方を述べさせていただきます。

まず始めに、本年の春闘及び賃金の動向について申し上げます。

2021 年度春闘は、複数年協定に基づいた個別年度に当たることから、我々の上部団体である基幹労連の業種別部会を主体に、年間一時金、60 歳以降の安定雇用確保の取組の実現に向けた労働環境の構築を含めた格差改善の取組を中心とし、条件の整う組合は賃金改善、退職金の増額、各種手当の引上げ、また、ワーク・ライフ・バランスに関する項目についても積極的に取組を進めてきました。

鉄鋼業を取り巻く環境の厳しさや、先行きの不透明感、さらには新型コロナウイルスの終息時期が見通せないなど、事業展望の不透明感は相当続く可能性も否定できない状況の中、厳しい労使交渉を強いられる組合もありましたが、各組合が最終局面まで粘り強く交渉してきたことにより、全般的に前回春闘の回答水準に至らなかった面もありますが、コロナ禍が深刻化し、会社のスタンスが硬化する中で具体回答に結び付けた意義は大変大きいと考えております。好循環に向けた人への投資という基本的な考え方や、組合員の思いを主張してきた各組合の成果が得られたものと

考えています。

次に、経済情勢及び今後の見通しについて申し上げます。2020年の国内粗鋼生産量は8,279万トンと、前年度比15.9%減となっており、4年連続で前年度実績を下回るとともに、半世紀ぶりに9千万トンを下回りました。また、2021年4月の国内粗鋼生産量は781.7万トンとなり、前年同月比18.9%増と、13か月ぶりに増加となっています。

建設部門では、新型コロナウイルス感染症の影響による非住宅分野の回復の遅れが見込まれ、前年同期比及び前期実績見込比とともに減少が見込まれております。製造部門では、需要先の生産活動は回復基調にあります。季節変動等により前期見込み比では減少、前期同期比では増加が見込まれています。通年での粗鋼生産については具体的な予測は出ていないものの、2021年度の粗鋼生産量については、9千万トン程度にとどまると予測されています。

また、中国経済の動向や世界的に蔓延した新型コロナウイルス感染症の影響による世界経済への影響が懸念されていて、日本鉄鋼産業への影響も先行き不透明感が高まっている中、今後の動向を注視しなければならないと思っております。

雇用情勢については、鋼材需要の低迷と新型コロナウイルス感染症拡大により休業要請などの影響で雇用環境は悪化しています。24時間、365日稼働する鉄鋼業の製造現場においては、コロナ禍であろうとも操業を止めるわけにはいかず、従業員は感染の不安や恐怖と闘いながら通常通りの勤務を行っています。そのような環境の鉄鋼業は特殊な作業も多く、産業の将来を見据えた優秀な人材の確保ができなければ、人員構成のゆがみが生じ、特に重要な技術・技能の伝承に支障をきたすこととなります。

ものづくり産業においては、技術・技能を確実に伝承していくことが重要であり、鉄鋼業として魅力ある労働条件の整備・確立が必要で、そのためには岡山県鉄鋼業最低賃金を上げていくことが重要だと考えています。

また、労働組合は加盟組合員の各種労働条件を労働協約として使用者側と締結することにより、身分や賃金の保障を得るとともにその改善に向けた活動を行っており、この活動の一環として、企業内における最低賃金の底上げ及び協定化を促進することで、県下の鉄鋼業に従事する未組織労働者の労働条件の向上を図りたいと考えるものです。

併せて、近年増加している企業業績の反映は一時金でとの考え方も考慮すべきだと考えております。

鉄鋼業の具体的な水準設定に際しては、全国的な水準、県下の動向さらには産業内・地域間における賃金決定内容等の実態を踏まえつつ、十分な話し合いで協議決定していきたいと考えております。以上です。

横山部会長

それでは、使側の代表の方をお願いします。

境委員

JFEスチールの境と申します。よろしくお願ひいたします。使側としては、産業別最低賃金改正の必要性はなしと考えておまして、その理由について3点申し上げたいと思います。

まず、1点目、賃金の動向について申し上げます。

賃金の動向につきましては、弊社を含めて複数年協定の締結の下、ここ2年新規財源を投入しておらず、賞与は業績連動により2021年については対前年比10%の大幅減となっております。結果的に2021年は年収ベースで対前年度比2%程度の減少になる見込みでございます。

2点目、鉄鋼需要の動向についてですが、2020年の国内粗鋼生産量は8,279万トンと4年連続で前年度実績を下回り、1971年以来8千万トン台の低水準に落ち込んでございます。

2021年度の国内粗鋼生産量は内外需の持ち直しを背景に対前年度比では増加する見通しがすう勢ではありますが、足元では東南アジアを中心とした新型コロナウイルス感染症の再拡大など、将来的な不透明感は強まっており、今後の動向を注視する必要がございます。

3点目、鉄鋼業の置かれている状況について申し上げます。

中国、韓国、インドとの国際競争の下、恒常的に収益を生み出せる企業体質へ生まれ変わるための構造改革に取り組んでいる最中です。生産設備を統廃合し、労働生産性の向上を推進する中では、余剰人員の雇用確保、育成が経営課題と考えておりますが、固定的なコスト増につながる一律的な賃金改善はなじみにくいと考えており、それぞれの企業が取り組むべきものと認識してございます。

以上の3点から、今年度における産業別最低賃金改正の必要性はなしと考えております。以上です。

阪本委員

JFE条鋼の阪本と申します。私からも一言申し上げたいと思います。

まず、賃金の動向について申し上げますと、弊社では、60歳から65歳へ定年延長することについての議論に集中するため、

同業他社と同様に賃金の改定はありませんでした。

日本経済はコロナ禍の影響で、停滞した状況にあり、普通鋼電炉の主要な需要先である建設需要を着工床面積で見ても、鉄骨造は全国では2年前の水準に戻りつつありますが、関東地区に集中していて、西日本は底這い状態が続いています。

また、鉄筋コンクリート造は、全国でも西日本でも低迷しています。

このようなことから、賃金改定の必要性はないと考えています。以上です。

横山部会長

双方から御発言をいただきましたので、これから質疑の時間とします。いかがでしょうか。

(特になし)

横山部会長

特にないようですので、これで鉄鋼専門部会の意見表明を終わります。

横山部会長

では、引き続き自動車・同附属品製造業の労使それぞれから基本的な考え方をお聞きしたいと思います。お聞きする順番は先ほどと同じく労働者側委員から、その後使用者側委員にお願いしたいと思います。

それでは、労側の代表の方をお願いしたいと思います。

小橋委員

三菱自動車工業労働組合の小橋から最低賃金改正についての意見要旨を述べさせていただきます。

まず、本年の春闘結果及び賃金の動向についてですが、昨年からの継続する新型コロナウイルス感染症の影響により、経済そのものが鈍化している中、自動車産業においてはカーボンニュートラルの取組としてEVシフトが加速化し、産業構造が大きく変革しています。また、世界的な半導体供給不足により、国内企業の稼働においては大きな影響を受けている状況にあります。そのような中でも社会、会社を支えるのは、社員・組合員であり、生産性三原則に基づく成果の適正な配分が士気を保つ原動力となり、力強い経済社会の継続につながるものと考えていることから、全体の底上げ・格差是正を推し進めることが重要とした基本的な理念に基づき取組を進めてきました。

その結果、これまで賃金改善分が獲得できなかった企業でも改善がなされ、一時金についても水準を引き上げた企業があつ

たことは一定の理解と成果があったものと受け止めています。

次に、経済情勢及び今後の見通しについてですが、2020年度の販売台数は466万台となり、年度前半にコロナ禍の影響が大きく、2年連続のマイナスとなりました。年度統計での500万台割れは15年度以来5年ぶりです。2020年度の新車販売はコロナ禍の中でスタートし、9月までの前半はマイナスが続きました。しかし、感染拡大防止に配慮した販売活動の定着や、各社の新モデル効果もあって後半の10月から3月までは6か月連続のプラスになりました。それでも前半の落ち込みをカバーするには至りませんでした。

海外生産に目を向けると、EVシフトの傾向が強まる中、PHEVはもとより、ガソリン車においても要望が増え始めている状況にあります。特に、アジア地域での増加が顕著であり、減少傾向にある北米や欧州に代わって日本メーカーにとって重要な海外生産地域となりつつあります。

また、自動車メーカー各社ともに、CASE・Maasを注視した技術開発や、省エネルギー化と排ガス規制など脱炭素に向けた対応も迫られています。

業績の動向としては、完成車メーカー10社の2020年通期業績は、新型コロナウイルス感染症の影響で全世界での生産・販売が停止したこともあり8社で減収・増益となりました。部品メーカー90社については、増益20社、減益70社となっています。

今年度の見通しについては、1月から5月の販売累積が209万9千台となり、2021年度通期予想は、新型コロナウイルスからの挽回生産に伴い増益が見込めるものの、半導体不足による生産減少により、先行きが不透明な状況にあります。

次に、雇用の情勢について申し上げます。

定期採用では2年連続で前年を下回りました。製造がマイナス20.1%、部品がマイナス26.6%、正規労働者は2021年3月末で前年同期からマイナス0.2%、非正規労働者はマイナス0.5%となりました。全従業員に占める非正規労働者の割合は20.2%です。

厚生労働省の新規学卒者の職業紹介状況による新規高卒者の県外送出率は、岡山県で16.1%、広島では12.9%となっており、少子高齢化が進む中で貴重な労働力をどのように確保していくか労使で課題を認識しなければならないと考えています。今後も自動車産業が基幹的役割を果たすためには、今まで以上に広く産業の魅力を伝えていく必要があると考えています。

最後に最低賃金改正の必要性について申し上げます。当産業の

魅力を訴え、優秀な人材を確保する考え方に変わりはないものの、自動車製造業の魅力は変化していることから、環境対策やDXなど従来の車づくりだけではない部分も積極的に発信し、それに見合う最低賃金とする必要があると考えています。

技術の伝承や優秀な人材確保のために、幅広い年齢層の労働力をブラッシュアップしなければ持続的成長が困難となるため、新規採用はもとより、高齢者の意欲の再生、若年層の帰属意識の高揚のために最低賃金の改定は必須であると考えています。

また、小規模の部品製造企業が多いことにより、近年の環境変化は繁閑差を生み、賃金水準にも大きな格差がある状況です。その中で淘汰されることを受け入れるのではなく、最低賃金を引き上げることによって、格差が是正され、生活の基礎が作られ、さらには経済活動が活性化されることにつながるものと考えておりますので、最低賃金改定の取組は必要不可欠なものと考えております。

改正に当たっては、使用者側と十分に協議を重ね、円満な解決により早期発効となるよう取り組みたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

横山部会長

それでは、使側の代表の方をお願いします。

向谷委員

井原精機の向谷と申します。使側を代表して発表させていただきます。

コロナウイルス感染拡大による経済への影響は1年半が経過する今も継続しており、水島地区の自動車部品サプライヤーは令和2年度は大きな減産を強いられました。

三菱自動車水島製作所について、2020年度は2019年度と比較して25%の減産となっており、本年度も2020年度より10%アップの予想と低調です。

ウィングバレイ12社の2020年の売上高は2018年比でマイナス33%ですが、非正規社員を含む従業員数はマイナス8%で雇用は持ちこたえている状態です。各社取引先の多角化を図っていますが、全世界的な景気の回復が見込めない限り、足腰の強い生産活動には移れない状況です。

2020年度の各社の賃上げや賞与の支給実績は売上げの急激な減少に伴い低水準になっています。各社とも雇用を維持するために政府の雇用調整助成金などを活用しながら、人的な経営資源を維持してきました。厳しい経営環境のもとで、定期昇給は維持するものの、ベースアップについては断念している状況で

す。

岡山県の最低賃金の推移を見ますと、自動車については最高の鉄鋼業界と最低の電機業界の中間を推移しています。

岡山県産業全体のことを考えると、固定された序列での最低賃金であると人的な流動性は生み出せないのではないかと考えられるので、専門部会間の調整も必要ではないかと考えています。

また、ウィングバレイの従業員数に対する海外研修生の割合は6%強を占めており、最低賃金による人件費の上昇は無視できるものではありません。間接人員のテレワークについては定着しつつあり、労働時間を賃金の尺度とする考え方は大きく変わろうとしています。

労使で協調する方向の優先順位は広範な働き方改革であり、柔軟な労働協約によって副業を積極的に承認することや、次世代につなげるジェンダーに対する新しい考え方を模索する時期が来ていると考えています。

各企業の経営状況が正常な経済循環に復帰するまでの間については、個々の会社の体力に応じた労務費政策に頼るべきであり、業界全体としての最低賃金の議論は、今年度は時期尚早であると考えているため、労使で協調し、審議を通じて妥協点を見出したいと考えています。以上です。

横山部会長

双方から御発言をいただきましたので、これから質疑の時間とします。いかがでしょうか。

(特になし)

横山部会長

ありがとうございます。
では、私の担当の方はこれで終わります。

横山座長

続きまして、各種商品小売業の富永部会長からよろしく願います。

富永部会長

各種商品小売業専門部会を担当いたします、富永でございます。

各種商品小売業専門部会の労使それぞれから基本的な考え方をお伺いします。お聞きする順番は、労働者側委員、その後使用者側委員に願います。

それでは、私、柿谷から申し上げたいと思います。

UAゼンセンでは、6年連続でパートタイマーの賃上げ率が正社員を上回りました。流通業においては、パートタイマーを中心とした非正規労働者の賃金改善が進んでいます。

政府が発表した7月の月例経済報告によりますと、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中持ち直しの動きが続いているものの、個人消費ではサービス支出を中心に弱い動きとなり先行き不透明な状況です。21都道府県に緊急事態宣言が出され、12県に蔓延防止等重点措置が適用となり、9月12日まで延長されることが濃厚となっています。感染拡大が顧客心理に影響し、消費意欲にマイナスの影響を及ぼしています。地方における小売業も生活必需品を除き業態間でも格差が生じており、引き続き厳しい環境に置かれています。

岡山労働局が6月に発表した雇用情勢資料によりますと、6月の岡山の有効求人倍率は1.45倍で、前月比0.04ポイント上昇しています。求人数を見ますと、製造業等が大幅に求人数を伸ばす反面、卸売・小売業は微減となっています。コロナ禍で多くの企業が効率化を追求した背景も予測されますが、一方で既存社員の負担感増につながる可能性も否定できず、人手不足感が解消されたとは言い難い状況です。

流通産業は、従前の相次ぐ新店の出店、営業時間・営業日の問題等から人手不足の傾向が顕著となっています。特に生活必需品を取り扱う業態に関しては、コロナ禍でも顧客需要を得ており、対応する店頭販売要員の確保の必要性からも、有期雇用社員やパートタイマー、アルバイトへの依存度が更に高まる傾向にあると考えられます。

全産業において深刻化している人材不足問題ではありますが、その中でも流通産業における不足感はより強い傾向にあり、こうした背景が既存社員の負担軽減や業界のイメージ向上につながらず、結果として定着率の低下・採用難に大きく影響している状況です。

コロナ禍を経た将来、流通産業が働きやすい魅力的な職場、環境であるためには、厳しい環境においても産業全体の継続的な発展と魅力向上を見据え、また、非正規労働者の多い産業であることも踏まえると、最低賃金は引き上げていく必要があると考えています。

また、パートタイマーの収入増で世帯収入が増えれば、力強さを欠く消費の下支え要因ともなります。加えて、現行の最低

賃金水準は他の産業・近隣同産別と比較した場合、低位な状況となっており、当産業の魅力向上の足かせとなっています。また、産業内では顧客満足の上昇やより良いサービスの実現に向けてDX推進等が注目されています。こうした新たな価値観や技術に対応できる多様な人材を確保する重要性がより一層高まる可能性があり、産業間における人材確保に対する競争が生じた際にしっかりと対応するためにも最低賃金の引上げが必要であると考えています。以上です。

富永部会長

では、次に使側の代表の方、お願いします。

槇野委員

使側を代表しまして槇野から説明をさせていただきます。

岡山県内経済は6月の経済月報のとおり厳しい状況で、一部で持ち直しの指標もありますが、8月27日から再度緊急事態宣言の対象地域となるなど、依然として新型コロナウイルス感染症による経済への影響は不透明な状況にあります。

緊急事態宣言により広島の大規模店は土日の休業要請も出されるなど、人々の生活様式、消費行動は大きく変わり、現場でも感じるどころです。

特に、個人消費については、業種・業態によってその影響の大きさが異なっています。巣ごもり需要の高まりから家電や食品スーパーは好調な反面、外出の減少や人流の抑制により対面型サービス消費については極めて深刻な状況が続いており、商業モデルが変化しています。

日本百貨店協会の発表によると、2021年1月から6月までの岡山県下の百貨店売上高は、前年実績は超えているものの、コロナ前と対比すると80%に留まるなど状況は改善しておらず、今後の見通しについても極めて不透明な状況にあります。

雇用情勢については、直近2021年6月の岡山県の有効求人倍率は1.45倍となり、前月を超えました。6月の新規求人倍率は2.51と前月同水準であるものの、卸・小売業は15か月連続で前月を下回っており、雇用調整助成金をもらいながら何とか維持しているような状況で、極めて厳しい雇用情勢を反映しています。

こうした中、特定最低賃金を考えるとき、コロナ禍に関係なく小売業における公正競争の観点から、各種商品小売業の枠組みは大きな矛盾を含んでいると考えています。仮に食品を販売している小売業を取り出してみても、百貨店・総合スーパー・食品スーパー・ドラッグストア・ネット販売・ホームセンター・

コンビニエンスストアなど、様々な業種が販売を行っており、各種商品小売業とそれ以外で最低賃金が違うことに妥当な理由は見当たりません。

全国では、各種商品小売業に百貨店・総合スーパーを加えると29の府県が小売業の特定最賃を持っていますが、ここ数年の県最賃の大幅な引上げにより優位性を失い、改定を行っていません。本年度は更にその傾向が進み、優位性を担保できる県は5県程度になると予測されます。全国的に見ても各種商品小売業の特定最賃は役割を終えていると考えています。

以上のことから、本年度各種商品小売業の特定最賃の改定は必要なしと考えています。また、小売業における公正競争の観点から、来年度以降も小売業における最低賃金は県最賃の審議に委ねることが妥当であると考えています。以上です。

富永部会長

それでは、労使それぞれから基本的な考え方をお伺いしましたけれども、何かそれぞれに対して質問などはございませんか。

(特になし)

富永部会長

ありがとうございます。

では、私の担当の方はこれで終わります。

横山座長

4部会それぞれ労使から考え方をお聞きしましたが、全体での質疑時間とします。産業間の横断的な質疑等、委員の皆さんからありましたらお願いします。

(特になし)

横山座長

各産業において述べられた労使の御意見を踏まえ、次回以降の各専門部会において慎重な審議が行われるよう、各委員の御協力をお願いします。

次に、付議事項「(7) 今後の審議日程」について事務局から説明してください。

木村室長

審議日程の調整につきましては、各委員の皆様から御都合をお聞きし、できるだけ各委員の御出席をいただけるよう調整をしていますが、まだ確定できていません。できるだけ早い時期にお知らせさせていただきますので、よろしく願いいたします。

横山座長

ただ今、事務局より説明がありましたが、特定最低賃金専門部会ごとに日程調整が行われていますので、今後の審議日程につきまして、委員皆さんの各段の御協力をよろしく申し上げます。

次に付議事項「(8) その他」ですが、事務局から何かありますか。

木村室長

1点、確認をさせていただきます。

本日の第1回特定最賃専門部会は公開として開催しておりますので、議事録を作成、これを公開します。第2回以降の専門部会につきましては、先ほど非公開とすることが確認されましたので、議事要旨を作成し、公開するというところでよろしいでしょうか。

それ以外は特にございませぬ。

横山座長

議事録、議事要旨の取扱いについてはそのようお願いします。

委員の皆さん、何かございませぬか。

(特になし)

横山座長

それでは、本日合同部会として4業種についてそれぞれ労使から意見を聞かせていただきましたので、それらを踏まえて次回からの専門部会で審議をお願いします。

これをもちまして4業種合同の第1回特定最低賃金専門部会を終わります。

長時間にわたる御審議大変御苦勞様でした。